ID:　467

担当部署:　企画部 国際文化推進室 図書館

処分の概要	入館の制限
例規名 根拠条項	芦屋市立図書館設置条例施行規則　第4条
例規番号	令和6年規則第56号

【根拠条文】

（入館の制限）

第4条　館長は、他人に迷惑を掛け、秩序を乱す行為のある者に対しては、入館を禁止し、又は退館させることができる。

【基準】

根拠条文に同じ。

備考

設定年月日	令和6年4月1日	**最終変更年月日**	年　月　日